

別
登
録

達第二百十一號

明治三十七年達第百六號艦船造修試驗檢査規則中左ノ通改正ス

大正十二年十一月一日

海軍大臣 財部 彪

第五十五條 左表中 艦船外部著色規定ノ欄潜水艦ノ次ニ「標的艦」ヲ加フ
第五十九條中「軍艦及練習特務艦」ヲ「軍艦、標的艦及練習特務艦」ニ改ム

(附例題卷二、五九一頁參照)

二百十五
海軍



1131

達第二百十二號

海軍軍醫科士官服務規則中左ノ通改正ス

大正十二年十一月七日

海軍大臣 財部 彪

第七條中「負傷證書、罹病證書、」ヲ削ル

第八條中「一 負傷證書」及「一 罹病證書」ヲ削ル

第二十八條ノ二 軍醫長ハ公務ニ因ル傷疾疾病又ハ自企的若ハ裁判上ニ涉ルト認ムル傷

疾疾病ヲ診断シタルトキハ第十一號書式ノ一ニ準シ診断證書ヲ調製スヘシ

第六十四條第十三號細目六中「負傷證書、罹病證書、」ヲ削リ同條第十六號ヲ削ル

醫務書類書式中第九號書式及第十號書式ノ一、二ヲ削リ第十一號書式ノ一、二ヲ別紙ノ

如ク改ム

附 則

本達ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

(別紙一添)

(諸例即卷二、九八二頁参照)

二百十六

海 軍

第十一號書式ノ一 (用紙美濃野紙)

診斷證書	
所轄職官 氏 名	誕辰年月日
傷病名 何々	
原 由	大正何年何月何日何處ニ於テ何々ノ際(何々ノ爲)公務負傷(罹病)
症 歴	負傷(發病)當時ノ症狀ヲ記シ入院 <small>本證書調製時ノ初診時</small> 迄ノ經過處置ノ概要ヲ記ス
症 狀	入院時 <small>本證書調製時ノ初診時</small> ノ症狀ヲ記ス
經過處置	入院後ノ經過處置ノ概要ヲ記ス
結 果	貽後症狀ヲ詳記シ服役ニ堪フル程度ノ判定ヲ記ス
右診斷ス	
大正何年何月何日	
職官 氏 名	Ⓢ

備考 海軍軍醫科士官服務規則第二十八條ノ二ノ診斷證書ニ在リテハ本書式中ノ不用事項ハ省略スルモノトス

第十一號書式ノ二 (用紙美濃野紙)

診斷證書	
所轄職官 氏 名	誕辰年月日
傷病名 何々	
症 歴	大正何年何月何日何處ニ於テ發病何月何日何病院ニ入院何月何日何病院ニ轉院目下何々症狀 <small>主症</small> アリ
結 果	永久服役(現役)ニ堪ヘス
右診斷ス	
大正何年何月何日	
職官 氏 名	Ⓢ

海軍 陸軍 則登

達第二百十三號

左ニ掲クル特修兵ハ五月一日ヨリ十月末日迄ノ間ニ卒業ノ者ニ在リテハ五月一日ヨリ、十一月一日ヨリ翌年四月末日迄ノ間ニ卒業ノ者ニ在リテハ十一月一日ヨリ起算シ左記期間現役ニ服スルノ義務ヲ有ス

大正十二年十一月九日 海軍大臣 財部 彪

- 一 高等科砲術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 二 普通科砲術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年
- 三 高等科水雷術魚雷練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 四 高等科水雷術電氣練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 五 普通科水雷術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年
- 六 測的術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 七 運用術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年

二百十七

海軍

- 八 高等科信號術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 九 高等科電信術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 十 航空術練習生教程ヲ卒業シタル者(大正九年十二月三十一日以前ニ練習生ヲ命セラレタル者ヲ除ク) 四年
- 十一 高等科航空工術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 十二 普通科航空工術練習生教程ヲ卒業シタル者(大正九年十二月三十一日以前ニ練習生ヲ命セラレタル者ヲ除ク) 四年
- 十三 高等科機關術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 十四 普通科機關術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年
- 十五 高等科電機術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 十六 普通科電機術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年
- 十七 特修科工術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 十八 工術練習生教程ヲ卒業シタル者(三等機關兵ニシテ練習生ニ採用セラレタル者ヲ除ク) 二年
- 十九 特修科軍樂術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年
- 二十 船匠術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年

- 二十一 高等科看護術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
 - 二十二 普通科看護術練習生教程ヲ卒業シタル者 四年
 - 二十三 高等科經理術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
 - 二十四 普通科經理術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
 - 二十五 掌厨術練習生教程ヲ卒業シタル者 三年
- 附 則
- 一 本達ハ大正十三年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス
 - 二 大正二年達第七十一號ハ之ヲ廢止ス
 - 三 特修科砲術練習生教程又ハ持修科水雷術練習生教程ヲ卒業シタル者ノ服役義務ハ大正十三年四月三十日限り之ヲ解除ス

達第二百十四號

海軍給與令施行細則中左ノ通改正ス

大正十二年十一月九日

海軍大臣 財部 彪

第二十表備考第十ヲ左ノ如ク改ム

十、乙ニ依リ糧食ヲ給スル場合ニ於テハ毎月一回乾麵麩四十五匁ヲ給シ生麵麩ヲ給セ

ス又毎月一回貯藏獸魚肉各三十五匁ヲ給シ骨付生獸魚肉ヲ給セス但シ入院患者ハ

此ノ限ニ在ラス

参照 海軍會計法規類集中卷 三七頁

二百十九

海軍

1136

陸軍部 陸軍共濟組合病院規則第六條中「十名」ヲ「十五名」ニ改ム

大正十二年十一月九日

海軍大臣 財部

彪



陸軍部 陸軍共濟組合購買所規則第八條中「十名」ヲ「十五名」ニ改ム

大正十二年十一月九日

海軍大臣 財部

彪

二百二十

海軍

1137

改正

達第二百十七號 昭和十六年達 第三三一號
ニテ本號改正

大正十二年十一月十五日

海軍大臣 財部 彰

恩給取扱手續

第一條 恩給法ニ依ル恩給ノ請求ニ關スル取扱ハ恩給給與規則及恩給給與細則ニ依ルノ外本手續ニ依ル

第二條 大臣又ハ所屬隊長ヲ經テ差出スヘキ恩給請求書類ハ本人ノ履歷書(表)ノ正本ヲ海軍省人事局ニ於テ保管スルモノ及準軍人ノモノニ在リテハ海軍省人事局長ニ、海軍人事局ニ於テ保管スルモノニ在リテハ所屬鎮守府ノ海軍人事部長ニ之ヲ差出スヘシ
鎮守府經由ノ恩給請求書中鎮守府司令長官ニ於テ身分ヲ取扱フ判任文官同待遇ノモノハ鎮守府司令長官ヨリ直接ニ、其ノ他ハ海軍大臣ヲ經テ内閣恩給局長ニ之ヲ差出スヘシ

二百二十一 海軍

經由廳ハ恩給給與細則ニ規定スルモノノ外控トシテ本條ノ恩給請求書類各一通ヲ差出スヲ要ス

第三條 海軍人事部長ハ大臣ヲ經テ差出スヘキ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ調査ノ上恩給金額計算書二通ヲ海軍大臣ノ名ヲ以テ認メ請求書ニ添附スヘシ

恩給請求カ公務上ノ傷疾疾病ニ因ルモノナルトキハ鎮守府經由ノモノニ付テハ鎮守府ニ於テ、海軍省ノミ經由スルモノニ付テハ海軍省ニ於テ退職死亡ノ事由又ハ症狀ノ等差ヲ定メ鎮守府司令長官ヨリ直接内閣恩給局長ニ差出スモノニ在リテハ鎮守府軍醫長、其ノ他ニ在リテハ海軍省醫務局長ハ恩給金額計算書ノ症狀等差欄ニ要スレハ退職ノ事由又ハ死因欄ニ捺印スヘシ

第四條 公務ニ因ル傷疾疾病又ハ公務死亡ニ因ル恩給請求書ニ特ニ添附スヘキ書類ハ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ

- 一 公務員ニシテ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者アルトキハ所轄長ハ傷疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ル書類(現認證明書、事實證明書等)及

診断證書(本條第二號ノ診斷證書格式ニ準ス)各二通ヲ所屬長官ニ進達シ所屬長官ハ審査ノ上本人ノ履歷書(表)ノ正本ヲ海軍省人事局ニ於テ保管スルモノ及準軍人ノモノニ在リテハ海軍大臣ニ進達シ海軍人事部ニ於テ保管スルモノニ在リテハ當該鎮守府司令長官ニ送付スヘシ

二 前號ニ該當シ退職又ハ死亡シタル者アルトキハ退職當時ノ診斷證書(別紙格式)又ハ死亡診斷書若ハ死体檢案書、要スルハ症狀經過ヲ記載シタル書面ヲ前號ノ例ニ依リ取扱フヘシ但シ海軍病院入院中退職又ハ死亡シタル者ニ付テハ海軍病院長ハ所轄長ニ準シ之ヲ取扱フヘシ

三 第一號ニ該當シ退職又ハ死亡シタル者アルトキハ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ハ前二號ニ依ル書類ヲ必要ニ應ジ本人又ハ遺族ニ交付ス

第五條 恩給給與細則第十二條ニ依ル勤務日誌ハ別紙様式ニ依リ各人別ニ所轄長之ヲ調製シ本人轉勤ノ際ハ其ノ寫ニ通リ作リ履歷書(表)ノ正本ヲ保管スル官廳ニ送付スヘシ但シ排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦若ハ水雷艇乗員トシテ勤務スル者ニ對シテハ日

二百二十一
海軍

誌及日誌寫ハ調製スルニ及ハス

履歷書(表)ノ正本ヲ保管スル官廳ニ於テハ前項ノ勤務日誌寫ヲ履歷書ニ摘録シ恩給請求ニ際シ請求書ニ之ヲ添附ス

附 則

本令ハ大正十二年十月一日以後恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル者ニ之ヲ適用ス
左ノ達號ハ之ヲ廢止ス

大正四年達第二十七號恩給扶助料取扱手續(附)

大正四年達第二十八號海軍監獄看守海軍警査退隱料及遺族扶助料取扱手續(附)

(別表二葉添)

(用紙美濃野紙)

診 断 證 書	
所 轄 職 官	氏 名
年 月 日 生	
傷 病 名	
原 由	年月日何處ニ於テ何々ノ際(何々ノ爲)公務負傷(罹病)
症 歴	(負傷(發病)當時ノ症狀ヲ記シ入院時(本證書調製者ノ初診時)迄ノ經過處置ノ概要ヲ記ス)
症 狀	(入院時(本證書調製者ノ初診時)ノ症狀ヲ記ス)
經 過 處 置	(入院後ノ經過處置ノ概要ヲ記ス)
結 果	(貽後症狀ヲ詳記シ服役ニ堪フル程度ノ判定ヲ記ス)
右 診 断 ス	
年 月 日	
職 官 氏 名 印	

備考 第四條第一號ノ診断證書ニハ本書式中不要ノ欄ヲ省略スルモノトス

(用紙美濃版模造紙)

航空勤務日誌 (務業康健不)
大正 年 日 誌

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	月	轄所
												日	
												1	
												2	
												3	
												4	
												5	
												6	
												7	
												8	
												9	
												10	
												11	
												12	
												13	名氏
												14	
												15	
												16	
												17	
												18	
												19	
												20	
												21	
												22	
												23	
												24	
												25	明治 年 月
												26	
												27	
												28	
												29	
												30	
												31	
												計	日生
												月加 日算	
												摘	大正 年 月 日 年 月 日 月 月 日 退 任
												要	

考 備

航空勤務日誌ニハ航空機搭乗ノ場合ハ其ノ時敷(例一時間ノトキハ1.1一時間二十五分ノトキハ1.25)危険ナル試験
ニ從事ノ場合ハ斜線ヲ以テ表示ス
不健康業務日誌ニハ斜線ヲ以テ服務シタルコトヲ表示ス
摘要欄ニハ配置其ノ他勤務ノ概要ヲ記ス

海 軍

海軍大臣
則登

達第二百十八號

海軍准士官以上履歴書及身上取扱規則中左ノ通改正ス

大正十二年十一月十五日

海軍大臣 財部 彪

第七條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ恩給取扱手續第五條ニ依リ勤務日誌寫ヲ送付スル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
第七條ノ二恩給年加算ノ始終期カ轉勤ノ爲ニ舊所轄ヲ出發シタル後發生シタルトキハ前條
ノ規定ニ依リ其ノ新所轄長ヨリ之ヲ通報スヘシ

第十三條中「恩給扶助料取扱手續ニ據リ現認證書及負債證書又ハ罹病證書」ヲ「恩給取扱
手續ニ依リ現認證書又ハ事實證明書及診斷證書」ニ改ム

別表第一號(丙)ヲ加フ

履歴書記入心得第五號中「從軍年及服役年、加算事項並始終期」ヲ「從軍」ニ改メ左ノ一號
ヲ加フ

三百二十三

海軍

一〇恩給年加(除)算事由欄ニハ恩給年加算、(叙勳年加算ニ關スル事項ニハ特ニ其ノ記事
ニ()ヲ附ス)除算~~ニ~~關スル事項ヲ記スヘシ

附 則

本改正ニ依ル履歴書(丙)ハ大正十三年一月一日現在所轄ニ於テ正副ニ通テ作成シ恩給法
改正前ヨリノ記入ヲ爲シ其ノ正本ハ履歴書ノ正本ヲ保管スル官廳ニ送付スヘシ但シ特務
士官ニ對スルモノハ別ニ副本一通ヲ在籍鎮守府ノ海軍人事部ニ送付スヘシ

(別表一葉添)

氏名

氏名

1143

別表第一號(丙)

年月日	恩給年加(除)算事由	勤務應	加算率	加算期間	加算年月數

年月日	恩給年加(除)算事由	勤務應	加算率	加算期間	加算年月數

用紙ハ當分履歴書(丙)ヲ洗用ス

海軍省
則登

達第二百十九號
海軍下士官兵身上取扱規則中左ノ通改正ス
大正十二年十一月十五日
海軍大臣 財部 彪

第八條中「兵籍上ノ異動ニ係ルモノハ」ノ下ニ「恩給取扱手續第五條ニ依リ勤務日誌寫ヲ送付スル際合ノ外」ヲ加フ
第八條ノ二中「恩給扶助料取扱手續ニ依リ現認證書及負傷證書又ハ罹病證書」ヲ「但シ恩給取扱手續ニ依リ現認證明書又ハ事實證明書及診斷證書」ニ改ム

海軍省
則登

達第二百二十號
海軍下士官兵履歷表並考課調査表取扱及記註心得中左ノ通改正ス
大正十二年十一月十五日
海軍大臣 財部 彪
第六號中「外國航海發著、從軍年ノ始終期」ヲ「恩給年加算ノ始終期」ニ改ム

海軍省
則登

達第二百二十一號
海軍文官身上取扱規則中左ノ通改正ス
大正十二年十一月十五日
海軍大臣 財部 彪
第十八條中「恩給法ニ依ル從軍年及在官年加算ノ始終期」ヲ「恩給年加算ノ始終期」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ恩給取扱手續第五條ニ依リ勤務日誌寫ヲ送付スル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
第二十條 監獄看守、警査在職中死歿シタルトキハ弔祭料ヲ給スヘキ年數及金額等ヲ海軍省經理局長ニ通知スヘシ(第六條式)
第二十條ノ二 削除
第七樣式ヲ第六樣式ニ改メ第六、第八、第九樣式ヲ廢ス

海軍省
則登

達第二百二十二號
艦船職員服務規程中左ノ通改正ス
大正十二年十一月十五日
海軍大臣 財部 彪
第二百二條中「軍醫長ヲシテ」ノ次「負傷證書、罹病證書又ハ」ヲ削ル

二百二十四
海軍

達第二百二十三號

契約保證金保管出納規程中左ノ通致ム

大正十二年十一月十五日

海軍大臣 財部 彪

第二條ヲ左ノ通致ム

保證金ノ取扱ニ關シテハ契約擔任官ヲ置ク各廳ヲ取扱官廳トシ經理局、各經理部、舞鶴要港部、水路部、技術研究所、廣海軍工廠及作業會計ニ關スル歳入徴收官ヲ置ク各廳ヲ主務官廳トス

二百二十五

海軍

1145

達第二百二十四號

軍備補充費ヲ以テ建造中ノ戦艦加賀及巡洋戦艦赤城ノ艦種ヲ航空母艦ニ改メラル
大正十二年十一月十九日

海軍大臣 財部 彪

達第二百二十五號

艦艇類別等級表中航空母艦ノ欄「鳳翔」ノ下ニ「加賀」「赤城」ヲ加ヘ戦艦ノ欄「加賀」
及巡洋戦艦ノ欄「赤城」ヲ削除ス
大正十二年十一月十九日

海軍大臣 財部 彪

(海軍諸例別巻二、四〇五頁参照)

達第二百二十六號

軍備補充費ヲ以テ大正十年度ニ於テ建造ニ着手スヘキ航空母艦翔鶴ノ建造ヲ取止メラル
大正十二年十一月十九日

海軍大臣 財部 彪

二百二十六
海軍

達第二百二十七號

艦艇類別等級表中航空母艦ノ欄「翔鶴」ヲ削除ス
大正十二年十一月十九日

海軍大臣 財部 彪

(海軍諸例別巻二、四〇五頁参照)

海軍諸例別巻二、四〇五頁参照

海軍諸例別巻二、四〇五頁参照

1146
1146
1146

達第二百二十八號

勤勉手當支給規則中左ノ通改正ス

大正十二年十一月二十二日

海軍大臣 財部 陸



第二條 旅費、食料、糧食又ハ戰時増備増給ノ支給ヲ受クヘキ者ニハ手當ヲ支給セス但シ特別ノ事由アルトキハ海軍大臣ノ認許ヲ經テ別表金額ノ半額以内ヲ支給スルコトヲ得

附 則

本達ハ大正十二年十一月十六日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

二百二十七

海軍

1147

廢止

海軍部
別表

達第二百二十九號 昭和十七年 第三二一號

海軍各學校長ハ別紙様式ニ準シ毎月一日學校現狀報告ヲ調製シ毎月頭三日以内ニ發送シ

一通ヲ海軍大臣ニ、一通ヲ所屬長官編守府司令長官ニニ進達スヘシ

航空隊、海兵團、病院ノ各練習部及運用術練習艦ノ練習ニ關スル事項ノ報告亦右ニ準ス

大正十二年十一月二十四日 海軍大臣 財部 彪

(別表ニ乘添)

二百二十八 海軍

要摘項事ルス關ニ費經		要摘項事ルス關ニ舟船屬附	
心 得	配 註	件 雜	要摘項事ルス關ニ況狀生衛
一、本様式ハ標準ヲ示ス學校練習部ノ内容ニ適合スル 如ク各學校、練習艦、練習部ニテ作製提出スルモ ノトス			

日	前月中ノ作業事項摘要															
日	本月中ノ豫定作業事項摘要															

考 備	第 期 生 習 練 術			第 期 生 習 練 術			第 期 生 習 練 術			第 期 生 習 練 術			種 別 所 管 三 機 曹 一 機 兵 二 機 兵 三 機 兵 小 計 合 計				
	始 業 年 月 日	佐	吳	横	始 業 年 月 日	佐	吳	横	始 業 年 月 日	佐	吳	横		始 業 年 月 日	佐	吳	横
	終 業 豫 定 年 月 日				終 業 豫 定 年 月 日				終 業 豫 定 年 月 日					終 業 豫 定 年 月 日			
				所 管 三 船 曹 一 船 兵 二 船 兵 三 船 兵 小 計 合 計													
要 摘 項 事 ル ス 關 ニ 材 育 教				要 摘 項 事 ル ス 關 ニ 物 造 營													

機 密 番 號		大 正 年 月 日 調										職 員 及 履 員 備 人 現 在 員 數		現 在 員 數		欠 員 數 及 配 事		種 別		士 官		特 務 士 官		高 等 文 官		准 士 官		下 士 官		判 任 文 官		兵 員		履 員		備 人	
學 生 現 在 員 數		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科		第 期 學 科			
官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數		官 員 數			
職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト		職 名 別 ニ 員 數 配 入 ノ コ ト			
書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト		書 記 技 手 等 ニ 分 チ 配 入 ノ コ ト			
練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)		練 習 生 現 在 員 數 (海 軍 機 關 學 校 ノ 例)			
終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日		終 業 豫 定 年 月 日			
校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印		校 長 官 氏 名 印			

(用紙適宜美濃版)

達第二百三十號

發給需品定額表中左ノ通改正ス

大正十二年十一月二十七日

海軍大臣 財部 差

機關長主管

區別	類別	番號	品名	數稱	摘要
追加備品	一三	三九	揮發油計量機	個	自動車用

二百二十九

海軍

正誤

達第二百二十七號符箋中履歷書(丙)ヲ流用ストアルハ(乙)ノ誤

達第二百二十七號恩給取扱手續第四條三行中「疾」ノ字ヲ脱シタルモノアリ

達第二百二十一號海軍文官身上取扱規則改正第十八條中恩給法トアルハ恩給法ノ誤

大正十二年十一月二十七日

海軍省 副官

